『伊勢物語実義本証文』と冷泉家流古注 ： 本文・本説注記について

著者	木戸 久二子
雑誌名	三重大学日本語学文学
巻	1
ページ	46-60
発行年	1990-06-03
URL	http://hdl.handle.net/10076/2599

『伊勢物語実義本証文』と冷泉家流古注

―本文・本説注記について―

木戸久二子

はじめに

神宮文庫蔵『伊勢物語注本』（注1）（以下、『注本』と略称する）には、「本証に」、「実義に」という引用が見られる。それに関する記述がすべて桃園文庫蔵『伊勢物語実義本証文』（注2）（以下、『本証』と略称）に存在し、さらに『注本』で単に「口伝」・「可尋」とある部分もほとんど『本証』に見えることは別稿（注3）で指摘した。ところで、冷泉家流『伊勢物語』古注を代表するものとして扱われている宮内庁書陵部蔵『伊勢物語抄』（注4）（以下、『書陵部本抄』と略称）にも

けいそう（稽相）千丈の竹の丈、此本証也。（第七九段）
（傍線筆者、以下同じ）

のように「本証」と見える。また、慶応義塾図書館蔵『定家流伊勢物語註』（注5）（以下、『慶応本註』と略称）でも、巻頭の総論に

今此本家流ハ朱雀院ノ御宇大宰大弐従二位行藤原長能右権佐正四位下行源道済ト二人ニ勅髄脳本証注裏書等ノ具書ヲ副テ塗籠ニ被シ置也

とあり、長尾一雄氏による解題の中で

長能、道済の塗籠本に副えてあった髄脳本證とは、一は「伊勢物語朱雀院髄脳」一は「伊勢物語実義本証文」のことと思われ、それぞれ本書の所説と一致する所が多い。例えばその項目のみを掲げても

◎まめ男をみそか男といふ事（本証）
◎いちはやとは早速と云事（本証）
◎みやひとはまくはひをいふなり（両書共）
◎はしたなきとはやさしといふ事（本証）
◎なみとは涙を云事（両書共）

等であり、「まめ男」の件に貞観政要の風方（芳）君のことを掲げ、みやびの件に史記十八の故事を引く点等も本書と同じである。

と指摘されているのである。

長尾氏が記す『伊勢物語朱雀院髄脳』（注6）（以下、『髄脳』と略称）は『本証』と同様、桃園文庫の所蔵である。『本証』と大体同じ内容の書であるが、項目の数等に差異が認められる。本稿では、詳細である方の『本証』を検討し、冷泉家流古注との関係を考察してみたい。

一

『本証』は縦二六・二糎、横一九・七糎の楮紙袋綴一冊本。表紙は水色で中央に「伊勢物語實義本證文」の題僉があり、内題も同様に「伊勢物語實義本證文」とある。紙数は全四十八枚だが、前後一丁ずつが遊紙で第四丁、第五丁が書き損じ、第十八、第十九、第二十丁が白紙なので墨付は四十一枚となる。奥書の後に

以仁和寺守理法親王之本凌老眼窮困者六
天正[illegible]　首夏之比令書功訖　玖山樵夫

という識語があり、天正二十年（一五九二）の四月に九条稙通が仁和寺の守理法親王の本を書写したということになる。大津有一氏は『伊勢物語古註釈の研究』の中で「筆跡によつて判断すると自筆かと思はれる。」とする。内容としては、『伊勢物語』中の語句について項目をあげ、内外の古典をもってその典拠を記しており、いわゆる注釈書ではない。「一～」として二字上がりで示される項目は全部で七十一である。『髄脳』の項目とともに次に掲出してみよう。（番号は私に付した）

〔表一〕

本証	髄脳
①いとゝはもともといふ事	⑧まめおとこの事
②なまめいたるとはやさしきといふ事	⑦みやひといふはまくはひをいふなり
③かいま見てとはまくわひといふ事也	⑨ほにはあらてと云はかくるゝ義なりといふ事
④はしたなきとはやさしといふ事	③かひまみてといふはまくあひといふ事
⑤わか紫とは女の異名と云事	⑤わかむらさきといふは女のいみやうといふ事
⑥いちはやとは早速と云事	㉟㊳わかくさといふ事は女の異名といふ風といふはおと
⑦みやひとはまくわひをいふ事	このいみやうといふ事

⑧まめおとこをみそか男といふ事
⑨ほにはあらてとはかくるゝ義といふ事
⑩ほのノ〳〵と云事
⑪夜もふけぬといふ四方かたむるといふ事
⑫かみなるさはきにえきかすと云天上のさはきと云事
⑬弓やなくひをいてとは心のたけきをいふ
⑭あやと云はかなしやといふ事（ママ）
⑮あはひとはましはりといふ事
⑯なみとは涙をいふ事
⑰しろしとはあらはなりといふこと
⑱かへるとはなくをいふ事
⑲つたの事
⑳かへての事
㉑すゝろとはからき事をいふ事
㉒王位を高山にたとふる事
㉓公卿を月の里人といふ事
㉔殿上人を雲林と云事
㉕公卿殿上人を星林と云事
㉖渡守を関白といふ事
㉗御門を舟と云事
㉘御門を日と申奉事
㉙御門崩御を日没と云事
㉚しきのおほきさとは大唐司宜王云事

⑪よもふけぬといふ事四方かたむると云事
⑫かみなりといふ事
⑭あなやと云はかなしみといふ事
㉘御門を日と云事
⑮あはひと云は
⑰しろくと云事はあらはなりといふ事
⑱かへると云はなくをいふ事
⑯なみと云はなみだをいふ事
⑲つたの事
⑳かやでの事
㉒王位を高山にたとふる事
㉙日もくれぬといふは御門の死給をいふ事
㉓公卿を月のさと人といふ事
㉔殿上人を雲林と云事
㉕公卿殿上人を星林といふ事
㉗御門を船と云事
㉖わたしもりは関白といふ事
㉛御門をみやこ鳥と云事
㉜きつにはめなてといふ事
㉝ゆみやなくひをひてといふ事
㉗さかなきと云事
㉝いさゝかなるといふ事
㊵男女七さいの中に必とつきをはしむる事

㉛御門を都鳥ニ譬事
㉜舟こそりて鳴とはおそれてと云事
㉝あてなる人とはあたなると云事
㉞長房春秋魯記七云
㉟わかくさとは女異名云事
㊱きつにはめなてとはきつねと云事くたかけとはちひさき家のにはとりと云事
㊲さかなきとはふるまひなしといふ事
㊳男を風と云事
㊴いさゝかなることゝはいさかひと云事
㊵男女七歳中ニ必ス嫁始事
㊶白浪緑林は盜人之異名事
㊷にゐまくらの事
㊸三年を三春と云事
㊹かことゝはちかことゝ云事
㊺弓つるに心ありと云事
㊻かへりことゝ云事
㊼ともちけちとは人の命と云事
㊽してのたをさとほとゝきすを云事
㊾いほりあまたと云事夫多と云事
㊿をかしとはやさしきを云事
(51)鳥のこを十つゝかさぬと云事
(52)行水ニ数かくと云事

(42)にゐ枕といふ事
(45)ゆみつるのこゝろと云事
(46)かへりことゝいふ事
(47)ともちけちといふ事
(48)してのたおさの事
(49)いほりあまたと云事
(50)おかしきと云事
(54)女といふ文字を鬼とよむ事
(55)花橘と云事
(56)あまになりて山に入と云事
(59)つくかみと云事
(60)むはらからたちの事
(61)ちいろある竹の事
(63)ものたきと云事
(64)かさひとつふたつといふ事
(67)あまのさかてといふ事
(10)ほのゝと云事
(30)しきのおほきさと云事

53ことともなきはよき事といふ事
54女と云字を鬼と読事
55花橘の袖の香と云事
56尼に成て入山云事
57たはれしまとはたはふれをそへたる事
58ぬれきぬを無実と云事
59つくもかみと云事
60むはらからたちの事
61千いろある竹はちいろと云事
62おほみきとは三本木と云事
63もたきと云事
64かさ一二とは男を云事
65苦わひしきを炎熱之義と云事
66心安き事を風にたとふる事
67あまのさかてと云事
68たままつりの事たまむかへの事
69したひものしるしと云事
70ろうするとはうらみことゝ云事
71あそ男とはうかれ男と云事

以上、『本証』七十一項目に対し『髄脳』は四十八項目であり、『髄脳』のそれは『本証』の中にすべて見出だす事ができる。なお、34「長房春秋魯記七云」には「予元是清州麁人云々」とあって、『慶応本註』第一〇段の

ナホ人ト云ハ麁人ト書リツキナル人ナリ
史記云麁人者誂テ他失ニ自徳一

長良春秋嘗記云予元是清州麁人

と同じものであり、項目の脱落と考えられる。

『本証』が引用する典拠は冷泉家流古注においてしばしば「本文」・「本説」と呼ばれている。例えば、『書陵部本抄』第三段には「おきつ白波とは、ぬす人也。白波といふ事、本文あり。」と見えるし、第三七段・第一一一段にも「したひもとは、契也。下ひもを契といふ事は、本説、若紫のすり衣の所にあり。」、「返し、下ひものしるしとするもとけなくにとは、契帯。本説如前書。」とある。また、『慶応本註』でも「三春ヲ三年ト云事本文云」（第二四段）、「シタヒモト云事本文云」（第三七段）としてそれぞれ文献を引用している。さらに、鉄心斎文庫蔵『増纂伊勢物語抄』（注7）（以下、『増纂抄』と略称）では「王位の高きを山と云事本文如古今云」「王を日と云本文如古今」（以上第九段）としたり、同文庫蔵『十巻本伊勢物語註』（注8）（以下、『十巻本註』と略称）でも「行水ノ哥ハ本文古今ノ注ノ如シ」（第五〇段）とするなど、同じ「本文」が『古今集』の注に存在することを指摘する部分が多く見られるのである。

この「本文」という語は、藤原公任の『新撰髄脳』（注9）に

古歌を本文にして詠めることあり。それは言ふべからず。惣じて我はおぼえたりと思ひたれども、人の心得難きことはかひなくなむある。

とある。藤原清輔の『奥義抄』ではこれを換言して

又内外典のふみ、ふるき詩歌もしは物がたりなどの心をもととしてよめる事あり。古歌の心、ものがたりなどは、古きことのみな人の知りぬべきならずばよむべからず。われは思ひえたりとおもへども、人の心えぬ事はかひなくなむある。

とする。つまり、他人にわからないようでは「かひなくなむある」からこそ、和歌の真の意味を理解してもらうために「本文」を記す必要が出てくるというのである。

実際、『隆源口伝』に「高砂とはよろづの山をいふなるべし。その故は本文云、積レ砂成レ山といへり。然ればいふなるべし。」とあり、『俊頼髄脳』に

天の河うき木に乗れるわれなれやありしにもあらず世はなりにけり

是は昔采女なりける人をたぐひなくおぼしけり。例ならぬ事ありてさとにいでたりける程に忘れさせ給ひにけり。心地よろしくなりていつしかと参りたりけるに、昔にも似ず見えければ、怨めしと思ひてまかりいでゝたてまつりける歌なり。本文なり。

とあるように、歌学書において、「本文」という語が説話的に表現の由来を説く際の典拠として用いられている。さらに、「本文」と断っていなくとも、本文を載せる条が非常に多いのである。

冒頭に記したように『書陵部本抄』は第七九段で

哥に、我門に千尋有竹をうへつればとは、我一門に此皇子の生れ給ひぬれば夏冬もそのかげにてへ（経）なんとよめる也。此事、上のあくた川のだんに引たる。けいそう（稽相）千丈の竹の丈、此本証也。其竹のさかへたりしやうに、此王子さかへ給はゞ我らも其かげにかくれさかふべしとよめる也。

とする。そこで「あくた川のだん」、すなわち第八段を見ると

「夜もふけにけるとは、夜の儀もあれども、又は四門を閉て出方なきを云也。」として「我宿者菊うる市爾阿良禰登茂四門野門辺爾人左和具南里」という歌を引く。そして、この歌の「きくうる市といふ事」に関して

史記云、稽相十丈竹能聳日月出葉間、栄長年重露滴滑、門前成市得彼薬、得上寿嘲此命云々（以下略）

と引用する。『本証』は確かに⑥「千いろある竹はちいろと云事」に「史記云云」として同内容の本文を引いているのである。しかし、『書陵部本抄』で「本証」と記すのはこの部分のみであり、「本説」の誤りではないかとも疑われるのである。

一一

次に、『本証』の記す本文と冷泉家流『伊勢物語』古注のそれとを比較し、表にしてみる。「○」は同一の本文を引く場合、「●」は本文を示さないが、その解釈をとる場合、「△」は同じ解釈をとるものの異なる本文を引く場合、「×」は解釈が異なる場合である。また、自身は本文を記さず、外の注釈書等にそれが存在することのみ示す記述は抜粋しておいた。

〔表一〕

	書陵部本抄	慶応本註	注本	十巻本註	増纂抄	奥秘書
①		○	●	○		
②	○	○	●	○	○	○
③	○	○	本証には内に口伝あり	○	○	○
④	○	○	●	○	○	○
⑤	○	○	●	○	○	○

㉘	㉗	㉖	㉕	㉔	㉓	㉒	㉑	⑳	⑲	⑱	⑰	⑯	⑮	⑭	⑬	⑫	⑪	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥
本説有也（傍注）	○	○	○			○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	（欠）	（欠）	○	○	○
●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	本証にあり	●	●	●	●	口伝可尋	●	●	口伝あり可尋之	●	●	口伝あり可尋	
○	○	○	○			○	△	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
本文如古今	●	○	○			本文如古今	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
		●				○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○

㊿	㊾	㊽	㊼	㊻	㊺	㊹	㊸	㊷	㊶	㊵	㊴	㊳	㊲	㊱	㊰	㊯	㊮	㊭	㊬	㊫	㊪	㊩
○	○	△	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	△	△	●	△	○	○
○	○	○	○	○				○		○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○
○	●	●	●	●	●	●	●	○	●	○	●	●		●	●		○	○	○	又一義あり可尋	○	●
○	○	△		○			○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	△	△	●	△	○	●
○	○	△	如古今	○			○	○	○	○	○	○	如古今	○	×	如古今	△	△	●	△	○	●
○	○	○	○	○				○		●	●	●	●	○		○	●	○		○	○	○

㊷	㊸	㊹	㊺	㊻		㊼	㊽	㊾	㊿	51		52	53	54	55	56		57	58	59	60	61		62	63	64		65	66	67	68	69
○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	わたくし事也。可尋なり。		●	○	○	○	○		○	○	○		△		○	○	○
○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	星宮口伝ニテ秘事アリ		○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○
		●					○					○	○			実義ニ云本証にあり尋へしほしの宮の口伝と云秘事爰にあり能々可尋		○	本証にあり	○	●	能々本証に見えたり			○	本証に口伝あり可尋						
○	○	○	●	△		○	○	○	○			本文古今ノ注ノ如シ	●		○	子細別ニアリ		●	○	○	○	委ク古今ニ云カ如シ		○	○	○		△	●	○	○	○
○	○	○	●	△		○	○					本文如古今注	○	△	古今如有ニ別ニ口伝ニ也			●	如古今	○	○	此哥の本文如古今		今の如し	○	○		△	●	○	○	古今云契の本文の
○	○	○		△		○						○	○	○	○					○	○	○				○		△		○	○	○

㉑ ⑳	△	○ ○		△	如し △	●

一見すれば、冷泉家流古注がこの項目のほとんどに典拠を引いて説話的に語の由来を説いていることが明らかになるであろう。

同じ解釈を示しながら異なる本文をあげる例もいくつか見られる。㉝の「あてなる人とはあたなると云事」を『本証』は「貞観政要九巻云万騎主賢而政当（アテテ）云々」とし、『慶応本註』と『注本』、鉄心斎文庫蔵『伊勢物語奥秘書』（注10）（以下、『奥秘書』と略称）がこれに一致する。一方、『書陵部本抄』は

文選云、燕昭公漢武太子時勝人（アテビト）也と云。是はかん（漢）のぶていの太子の事也。又、毛詩云、二月花薫袖、是春当人（アテビト）、三秋月来枕、是秋明夫と云。

とし、『十巻本註』、『増纂抄』と一致するのである。また、㉛「御門を都鳥ニ譬事」に関し、同じ「文集」からでも『本証』と『慶応本註』、『奥秘書』は

朝今持レ晨翼（左訓「アサマツリコト」）遥溯（ニ）雲路一天下果ニ自在一飛如（コトノ）レ鳥　（『慶応本註』）

と引き、『書陵部本抄』、『十巻本註』、『増纂抄』は

鳥公政ノ翼翻（サルカヘス）四海ニ賢政ノ慈雲覆ニ千万峯（ホウ）ニ　（『十巻本註』）

とするし、㊾「いほりあまたと云事夫多と云事」では『本証』と『慶応本註』が「夫結多木士田之長野耳尓有祢登不相波悲ゑ娘尓一夜毛（『本証』）」という歌を引き、『書陵部本抄』が「結（イトり）天して千世もへぬべしわぎも子がまだくろ髪の色もかはらず」という歌をあげて『十巻本註』、『増纂抄』と一致するなど、『書陵部本抄』、『十巻本註』、『増纂抄』の三本に『本証』とは異なる本文を引く部分で共通性が見られるのである。

『書陵部本抄』等が『本証』と異なる解釈をとるのは第一四段の「夜も明けばきつにはめなでくたかけのまだきに鳴きてせなをやりつる」の歌についてだけである。具体的には、『書陵部本抄』は「くたかけ」を

家隆云、くたかけとは、ちいさき家の鶏と云。くたとは、少の義也。くたけたるといふ意也。くはいへ（家）、けは鶏也。此義不然也。唯、くたをきりかけたる故に、くたかけといふなり。行家には、ひよ〳〵のなくを聞てよめりと云。くたかけとは、小鶏也。小鶏と書て、くたかけとよめり。鶏は、かけとなけば、くたかけとは、小鶏といへり。たうりう（当流）には不然。

とし、『十巻本註』、『増纂抄』も同様である。つまり、『本証』が記す「くたかけとはちひさき家のにはとりと云事」は「家隆」の説であって、当流では用いないと言うのである。

しかし、『本証』が『書陵部本抄』の記す「家隆」の説をすべてとっているかと言うと、そうではない。同じ「夜も明けばきつにはめなで」の歌の「きつ」を『書陵部本抄』は

きつと云は狐也。哥の心は、庭鳥の夜ふかく鳴て男をかへすに、夜明ば狐にくわせばやといふなり。故にきつにはめなでと云。又家隆に、きつとは、むま舟を云。されば、夜明たらば此庭鳥を馬舟にうちはめでをかじと云。むま舟をきつといふはあづまことば也。

とするが、項目に「きつにはめなてとはきつねと云事」とあったように『本証』も狐説である。また、第一段で『書陵部本抄』は

はしたなしといふに二義有。家隆には無半と書て、はしたなしとよむ。さればよのつねの中間成ものを、はした物といふがごとし。ゆへに、はしたなしとは、中間にかけたる也。当家には、無簾と書て、はしたなしとよむ也。是はわろからぬ義なり。

として『本証』と同一の文献を引用しているなど、「家隆」ではない説と『本証』が同じ場合の方が多いのである。

また、㉑「すゝろとはからき事をいふ事」では『注本』のみが、㊺「苦わひしきを炎熱之義と云事」では『慶応本註』のみが、それぞれ『本証』と同じ本文を引いている。

最も多く『本証』と同様の本文を引くのは『慶応本註』である。『本証』の全七十一項目のうち八五・九パーセントに該当する六十一項目を載せている。中でも、『本証』の最終項目の㉑「あそ男とはうかれ男と云事」には「文集六十二巻云宛女阿曽好辱否傾城艶好尤宜也云々」とあるが、これは『慶応本註』第一一六段に

私云此段ニ アソ男ト 云コトヲ注セッ此本ニハ見ヘス可レ尋
阿曽人ト 云事文集十六云宛女阿曽ヲ好 辱 否ヤ
ワロキ女ヲ ウカラヌ心ナリ其道ヲ好ムハ ハチナリヤイナヤ
ト云也

と見えるのみで、外の冷泉家古注には見当たらないのである。

また、⑰「しろしとはあらはなりといふ事」に『本証』は「六帖集云　文屋康秀　恋になく涙の瀧の白糸のしろくや人にあはんといはまし」という歌を引くが、『慶応本註』も同様である。

さらに、㉙「御門崩御を日没と云事」を『本証』は

古撰集十八巻云　あきらけき照日はくれぬ今はわれよるてらす月のかけをたのまむと思ける哉　此哥は小田達王子神武天皇第四　御子也神武天皇崩御の時よませ給へる哥也

とし、『慶応本註』も

神武天皇御没時第四王子小田達皇子作
アキラケキテル日モクレヌ今ハ我ヨルテラス月ノ影ヲ
タノマント思ヒ ケルカナ

とするなど、参考歌として引用する和歌にも共通性が確認できるのである。

『注本』には「本証に」・「実義に」という記述が見られる上に、本文・本説を引かない場合でも『本証』と同じ解釈をとる例がかなり多い。これは、他本と比べて注釈が簡略な『注本』の特徴を表している。『注本』が『本証』からの書承を含むことは確実であると思われる。しかし、『慶応本註』の場合は重載項目が最も多く、総論で「髄脳本証」の名を引いているとしても、『本証』からの書承であると判断するには疑問が残る。「髄脳」はもちろん「本証」も、いわば普通名詞的な書名であって同名の別の本を指すのかもしれない。それに、第六段の「露」や「足すり」、第一二段の「武蔵野」、第一六段「三代のみかど」、第二一段「忘れ草」や第二五段の「朝の袖」、第四〇段の「血の涙」など、『本証』が載せない本文・本説も『慶応本註』にはかなり存在しているのである。ただ、「武蔵野」や「朝の袖」といった本説は別にして、『本証』になく『慶応本註』が引く漢籍の本文は『書陵部本抄』、『十巻本註』『増纂抄』には全く見られない。その点で『慶応本註』との共通性を示すのが『奥秘書』である。前述した、『本証』に存在せず『慶応本註』が引く本文のほとんどを『奥秘書』も載せるのである。

また、第五〇段「ゆく水に数かくよりもはかなきは思はぬ人をおもふなりけり」の歌の本説は、引用書と時代設定が『書陵部本抄』が「万葉」「聖武天皇の御時」、『本証』と『注本』が「続万葉集」「欽明天皇の御時」、『弘安十年古今集歌注』（注11）が「日本記（ママ）」「清寧天皇ノ御時」というように様々に異同がある点で興味深いものである。これを『慶応本註』と『奥秘書』は「日本記（ママ）」「仁徳天皇御時」として一致する。つまり、『奥秘書』は冷泉家流古注の中でも特に『慶応本註』に近い事が確認できるのである。

以上、『本証』と冷泉家流古注との関係を見てきた。重載項目の割合が六本ともかなり高いことから、例外はあるにしても『本証』は冷泉家流古注が載せる本文・本説の中でもポピュラーなものを集めてあるように思われる。また、ここで取り上げた七本のうちでは『本証』・『慶応本註』・『注本』・『奥秘書』の四本、『書陵部本抄』・『十巻本註』・『増纂抄』の三本が、それぞれ比較的近い内容を示すということが言えるのである。

二

文保の頃の冷泉家の当主、為相の蔵書目録かと言われる「私所持和歌草子目録」（注12）、いわゆる「冷泉家草子目録」の『伊勢物語』注釈書の十六番目に「同字義本澄（ママ）文」という書名が見える。私はこれは「実義本証文」ではないかと推測するの

であるが、そうすると、『本証』と同名の注釈書が文保（一三一七～一三一九）当時、すなわち鎌倉時代末期に既に存在していたことになるのである。

『本証』は九条稙通の書写によるものとされ、大津有一氏は「稙通は最初源氏物語を外祖父の三条西実隆に学んだが、後公条・実枝などにも質して孟津抄五十四冊を著した。伊勢物語も勿論三条西家の学問を伝へたのである。肖聞抄を写してゐたらしいし、伊勢物語実義本証文のやうな秘説も書写してゐる。」（注13）とする。冷泉家流古注を批判する記述を含む『肖聞抄』を写していた稙通が冷泉家流古注の本説・本文注記の秘伝書を写していたことになるのである。

もっとも、一条兼良の『伊勢物語愚見抄』（注14）には

来歴ども引のせたる和漢の書典、一としてまことある事なし。昔物語の本意をうしなふのみならず、詞花言葉のたよりにもなりがたし。末学のともがらゆめ〳〵信用すべからず。

とある。実際、ほとんどの本文は引用したとする文献に見当たらない出典不明の引用なのである。しかし、『肖聞抄』に「古注」として批判されるのは

うゐかうぶり、元服の事也。古注には、承和七年、十六歳と云々。如何。古注之勘、相違の事多也。難用之。（第一段）

西の京に女有けり、此女誰ともなし。古注に二条后と云々。不用之。（第二段）

むかし、男有けり。京に有わびて、業平流罪の時の事也。当流の説、東国下向の分也。古注に種々譬喩不用之。（第七段）

のように年月日注記や人物注記、寓喩であって、本文・本説ではない。そうすると、本文・本説のみを集めた『本証』は、その意味では冷泉家流の人物・年月日注記、寓喩を否定しているのかもしれない。

本文・本説はその言葉の背景に存在するものとして、解釈に奥行きと広がりを与えようとするものであった。それだからこそ、本文・本説を記すのみの『本証』のような注を作ったのであろう。また、『本証』が冷泉家流古注の荒唐無稽な部分を切り捨てたものだとするなら、そういう立場をとりながら、なお本文・本説というものは『伊勢物語』の深淵を理解する上で必用であり、参考になったということになるのである。

（注）

（1）大津有一氏『伊勢物語古註釈の研究』（宇都宮書店 昭29）三〇三～三〇四頁、片桐洋一氏『伊勢物語の研究〔研究篇〕』（明治書院 昭43）五四六～五四九頁。

（2）『伊勢物語古註釈の研究』四一～四七頁。なお、増訂版『伊勢物語古註釈の研究』（八木書店 昭61）には同

書の巻頭部分の写真を載せている。

(3) 拙稿「神宮文庫蔵『伊勢物語注本』をめぐって」（早稲田大学大学院中古文学研究会『中古文学論攷』第十号 平成元・12）

(4) 宮内庁書陵部蔵『伊勢物語抄』（片桐洋一氏『伊勢物語の研究〔資料篇〕』所収 明治書院 昭44）

(5) 長尾一雄氏解題・翻刻『定家流 伊勢物語註』（慶応義塾大学国文学研究会・国文学論叢第三輯『平安文学研究と資料』所収 至文堂 昭34）

(6) 『伊勢物語古註釈の研究』四一～四七頁

(7) 鉄心斎文庫蔵『増纂伊勢物語抄』（片桐洋一氏『鉄心斎文庫伊勢物語古注釈叢刊』第一巻所収 八木書店 昭63）

(8) 鉄心斎文庫蔵『十巻本伊勢物語註』（『鉄心斎文庫伊勢物語古注釈叢刊』第一巻所収）

(9) 以下、歌学書の引用はすべて佐佐木信綱氏『日本歌学大系』第壱巻（風間書房 昭38）による。

(10) 鉄心斎文庫蔵『伊勢物語奥秘書』（『鉄心斎文庫伊勢物語古注釈叢刊』第二巻所収 八木書店 平成元）

(11) 『弘安十年古今集歌注』（片桐洋一氏『中世古今集注釈書解題〔二〕』所収 赤尾照文堂 昭46）

(12) 片桐洋一氏「冷泉家蔵草子目録について」（『和歌史研究会会報』第八号 昭37・12）。後に『伊勢物語の研究〔研究篇〕』五七六頁および『中世古今集注釈書解題〔五〕』（赤尾照文堂 昭61）一三四頁でも紹介されている。それぞれ、「同字義本証文」、「同字義本注文」とする。

(13) 『伊勢物語古註釈の研究』三二四頁

(14) 以下、『愚見抄』と『肖聞抄』の引用は『伊勢物語の研究〔資料篇〕』による。

※ 『伊勢物語』本文は小学館『日本古典文学全集』によった。

〔早稲田大学大学院院生・一九八八年三月卒業〕

受贈書目 《その二》

『国語国文 研究と教育』（熊本大学）	二二号
『国語と教育』（長崎大学）	一四号
『国文』（お茶の水女子大学）	七二号
『国文学』（関西大学）	六六号
『国文目白』（日本女子大学）	二九号
『語文論叢』（千葉大学）	一七号
『佐賀大国文』	一七号
『静岡女子大学 国文研究』	二二号